

情報関連法改正と大学における情報セキュリティ教育の現状と課題

Problems of information security education at universities due to Revision of the Internet related Law

木川 裕

Yutaka KIGAWA

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部

Faculty of International Communication, Musashino Gakuin University

Email: yutaka.kigawa@u.musa.ac.jp

あらまし：情報系授業を学ぶ学生に対し、情報セキュリティ・情報法教育を行うことは一般的になってきており、以前と比べ、講義内容も随分と充実してきているようである。しかし、社会状況の変化に伴い、情報法の分野ではさまざまな法改正が行われており、それに対応した教育が行われているとは言い難い状況にある。本稿では、いくつかの大学でのアンケート調査をもとに、法改正への対応とそれに伴う情報セキュリティ教育のバージョンアップの必要性について検討するものである。

キーワード：情報法、個人情報保護法、法改正、情報セキュリティ、情報倫理

1. はじめに

コンピュータやインターネット、最近ではスマートフォン等の携帯型端末の爆発的な普及によって、我々の情報環境は大きく変わってきた。それまでの法律では対応できない状況も次々と明らかとなり、それに伴い、いくつかの法改正も行われてきた。

たとえば、平成 17 年 4 月に施行された個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）も約 10 年ぶりに改正され、平成 29 年 5 月 30 日から全面施行される。

また、平成 26 年 11 月 27 日には、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行されたことも記憶に新しい。加えて、凶悪犯罪に発展するケースが目立悪質なストーカー行為を防止するために、ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）が改正されている。この改正で、ストーカー行為の対象に SNS が付け加えられる等、一部¹は平成 29 年 1 月 3 日より施行されている。

ところで、大学で情報系授業を学ぶ学生に対して、情報セキュリティや情報法教育を行うことは一般的になってきており、講義内容も随分と充実してきているようである。しかし、このように比較的短期間の間にいくつもの法改正が行われており、情報法の範囲を網羅して学習することは、法学部などで専門的に学習していく以外に対応することは非常に難しい。

これからも社会状況の変化は続いていき、それに伴い、情報法や情報セキュリティ等の学習範囲はさらに拡大していくだろう。そうだとすると、それら

に対応した教育を一般的な情報科目の講義中で実施していくことは可能なのだろうか。

本稿では、法改正への対応やそれに伴う情報セキュリティ教育を一般的な情報科目で実施していくにはどうしたらよいか、いくつかの大学でのアンケート調査をもとに、その方法について検討するものである。

2. 最近の法改正

前述したように、この 2,3 年の間にもいくつかの法改正が実施されている。

2.1 個人情報保護法改正

平成 27 年 9 月 9 日に個人情報保護法の改正法が公布され、すでに 5 月 30 日より全面施行されている。

本来、個人情報保護法は、個人の権利保護と個人情報の有用性のバランスを図るための法律であるため、第 4 次産業革命により今後 AI、IoT の一層の普及が想定される中、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用のための環境整備の必要性も考慮され、本改正において一層情報の利活用が図られることとなった。

個人情報保護法では、個人情報、個人データ、保有個人データの 3 つについて、その扱いを定めているが、本改正では、今まで不明瞭であった個人情報の定義が 2 条で明確化され、身体的特徴等の「個人識別符号²」を含むものも個人情報と定義し、さらに

¹ 差し迫った危険がある場合、事前の警告がなくても公安委員会が加害者に禁止命令を出せるようにするなど、禁止命令の仕組みを見直すなどの改正は平成 29 年 6 月 14 日に施行される予定。

² たとえばオンラインサービスで氏名を登録せず ID で登録・利用している場合、当該 ID も特定個人を識別することができる情報となりうる。また、顔認証技術により、撮影された映像から抽出された顔認証データで管理されれば、氏名が不明であっても、特定個人を識別可能な情報に該当する。

「要配慮個人情報³」を新たに定義することで、その取扱いに関する規定を整備した。

また、これまでは過去 6 か月以内に 5,000 人を超えない個人情報しか持たない小規模取扱事業者は個人情報取扱事業者としての義務を負わなかったが、この規定が廃止され、扱う個人情報の規模に関わらず適用されることとなった。

2.2 リベンジポルノ防止法の施行

プライベートに撮影した裸体写真が流出し、問題となるケースが後を絶たない。過去の交際相手が、嫌がらせ目的で写真を公開する「リベンジポルノ」と呼ばれる行為も問題となっている。

平成 25 年 10 月 8 日に、三鷹市の女子高生が元交際相手にストーカー行為を受け、殺害された事件⁴を契機に、平成 26 年 11 月 27 日には、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）が施行されている。

2.3 ストーカー規制法改正

ストーカー規制法は埼玉県桶川市で女子大生が殺害された事件を機に成立し、平成 12 年 11 月に施行され、新しい事件が起こるたびに改正されてきた。

たとえば、芸能活動をしていた女子大生が東京都小金井市で刺され重体となった事件では、逮捕されたファンの男が Twitter で執拗にメッセージを送っていたことが明らかとなり、SNS を利用したストーカー行為について法改正が行われている。

改正前は、執拗な面会の要求や電話・メール送信など 8 つの行為について警察が相手にやめるように警告することができ、また、逮捕することもできるが、Twitter や Facebook など SNS への書き込みは規制法には明記されておらず、これについては法の不備も指摘されていたが、この事件を受け、法改正が行われ、平成 29 年より施行されている。

この改正法では、対象行為を確認した場合、警察の警告なしで行為の禁止を命令できる制度も設けている。また、罰則の上限を「懲役 6 月または罰金 50 万円」から「懲役 1 年または罰金 100 万円」へ引き上げ、被害者の告訴がなくても起訴できる「非親告罪」とすることも定めている。

3. アンケート結果

情報法及び情報セキュリティ教育に関するアンケートを、4 年生大学の学生 168 人を対象に実施した。学部内訳は、法学部 89 名、文学部 79 名である。

³ 「人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報」、「その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの」として政令で定めるもの」を規定し、取得及び第三者提供について原則として本人の同意を得ることを義務化している。

⁴ 2016 年 3 月 15 日に東京地裁により懲役 22 年の判決が下されている。

設問は現在までに受講した情報セキュリティ等の講義の状況と改正法等に関する知識、さらに現状の情報セキュリティ教育等に関する意見等である。

今回の調査では、改正等に関して正確に理解している学生は非常に少なかった。特に、個人情報保護法については最近の改正でもあり、ほとんどの学生が知らなかった。

それぞれ学生は、すでに情報セキュリティ等の教育を受けているが、安全に利用するためのネチケット等を中心としたものであり、細かい法律や改正等の知識を一般の情報教育講義内で扱うことには無理がありそうである。学生の自由回答にも、「情報系授業外で、情報法や情報倫理を扱う時間を増やしてほしい。現在の法学部のテキストですら情報倫理を取り扱うのはせいぜい 3,4 ページほどであり、十分に理解するのは難しい」、「法学部以外の学生が、一般の情報倫理教育などで、法律を理解することには限界がある」などの意見や、「法律は難しいので、ネットを学ぶ上での最低限のマナーだけを学べればいいと思う」という意見があった。

4. 今後の課題

今回の調査では、情報倫理等のネチケット部分については現行の講義の中での説明やその他の e ラーニング教材等による学習である程度の効果が期待できることがわかった。

しかし、法学部の学生を含めても、特に専門ではない法律の法改正には対応しておらず、改正等に伴うバージョンアップ方法の必要性を感じた。学生として直接的には必要性は感じない情報法であっても、社会に出て、実務的に取り扱うケースもあるだろう。また、法を知ることが、犯罪抑止効果を生み出すこともあるだろう。

今回の調査を参考に、今後は効果的な教育方法を検討していきたい。

参考文献

- (1) 小川久仁子: “改正個人情報保護法の施行に向けた最新動向”, JIPDEC シンポジウム講演レポート, (2016), <https://www.jipdec.or.jp/library/report/>
- (2) 稲毛翼, 岡本桃香, 岩田澁城, 久保木涼太, 木川裕: “ストーカー規制法改正案と代替的アプローチの必要性”, 国際 ICT 利用研究学会第 1 回全国大会論文集, (2016)